

「日越協力文書交換式」について

予防課

1. はじめに

近年消防庁では、政府の「インフラ輸出の拡大」の方針を踏まえて消防関連企業の海外進出を支援しており、企業からのニーズが高い東南アジア地域の国を対象として、昨年度からベトナム公安省消防・救難警察局への働きかけを行ってきました。

今年3月に実施したベトナム公安省とのテクニカルミーティングにおいて、両国の相互の利益のため、消防分野における両国の協力関係を強化することを目的とし、協力覚書を締結する方針となりました。

その方針に基づき、今年度に入り両国は、当該覚書の締結に向けて調整を行ってきました。

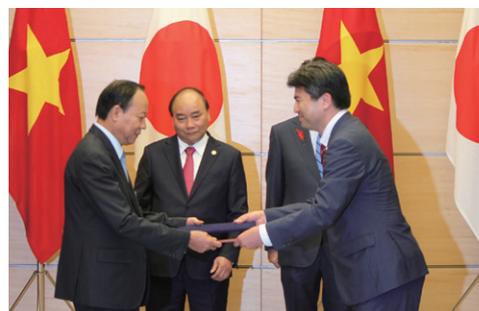
【覚書に位置づけた協力範囲】

- 火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
 - ・火災予防行政における規制及び効果に関する情報の交換
 - ・規格及び認証制度並びに消防機器及び設備の検査並びに認証のための規制の開発における協力
- 人材育成及び能力形成
 - ・火災予防行政並びに規格、標準及び認証制度の開発に関わる研修プログラムの実施
 - ・消防機器及び設備の試験及び検査に関連する施設その他の事項の研究
- 協働の進展に向けた協力
 - ・双方の協力関係の進捗を評価するための定期的な会議の開催
 - ・消防に应用される科学技術研究成果を交換して新しい消防技術及び製品を紹介するためのセミナーの開催

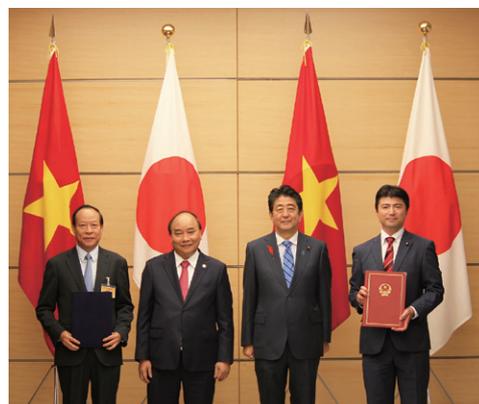
2. 日越協力文書交換式の開催

10月8日に総理官邸で日越首脳会談に合わせて開催された「日越協力文書交換式」において、安倍内閣総理大臣及びグエン・スアン・フック首相のご臨席のもと、

古賀総務大臣政務官とレー・クイ・ヴオン公安省副大臣との間で、「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」の交換が行われました。



レー・クイ・ヴオン公安副大臣（写真左）と文書を交換する古賀総務大臣政務官



日越協力文書交換式の様子

3. おわりに

消防庁の今年度の方針であったベトナムとの協力覚書が締結されたことから、今後、当該覚書に基づき、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につなげるため日本の消防関連規格、認証制度が採用されるよう継続して交渉に取り組んでいく予定です。

問い合わせ先

消防庁予防課 前原、岡崎
TEL: 03-5253-7523